

地域子育て支援拠点事業の概要 ② 【地域機能強化型】

○交流・相談などの基本事業を通じて得られた子育て親子とのつながりや相談援助の取組をもとに、①「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行への準備、②地域の子育て力の低下に対応するための「地域の子育て・親育て」の支援の両面を充実。

→ 「地域機能強化型」を創設＝「利用者支援機能」・「地域支援機能」を付加

[利用者支援]

子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択を行うことができるよう情報の集約・提供などを実施し、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行を図る。

[地域支援]

世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働などを実施し、地域での子育て支援の基盤の構築・再生。

[専門性の強化対策]

職員の質の確保のための専門性の強化対策にかかる経費を補助額に上乘せ。

※新制度施行後は、「利用者支援」・「地域支援」双方を担うことを想定

地域機能強化型

機能

子ども・子育て支援新制度の円滑な施行を見据えて利用者支援体制の基盤の構築を行うとともに、地域において子の育ち、親の育ちを支援する地域との協力体制の強化を実施

実施主体

市町村(特別区を含む。)

(社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)

基本事業

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談・援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

①～④の事業の実施に加え、子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択ができるよう、地域の身近な立場から情報の集約・提供を行う「利用者支援」とともに、親子の育ちを支援する世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働などを行う「地域支援」を実施

実施形態

・利用者支援の実施

- ①教育・保育施設や地域の子育て支援のための事業の利用についての情報集約・提供に関する取組
- ②教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用にあたっての相談に関する取組
- ③教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用支援・援助に関する取組

・地域支援の実施

- ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
- ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組
- ③地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組
- ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

※職員の資質向上のため、専門性強化対策費として研修時の代替職員等を雇用するための経費を補助単面に上乘せ

従事者

育児・保育等について相当の知識・経験を有し、地域の子育て事情や社会資源に精通する者(2名以上、ただし利用者支援を実施する場合には3名以上)

実施場所

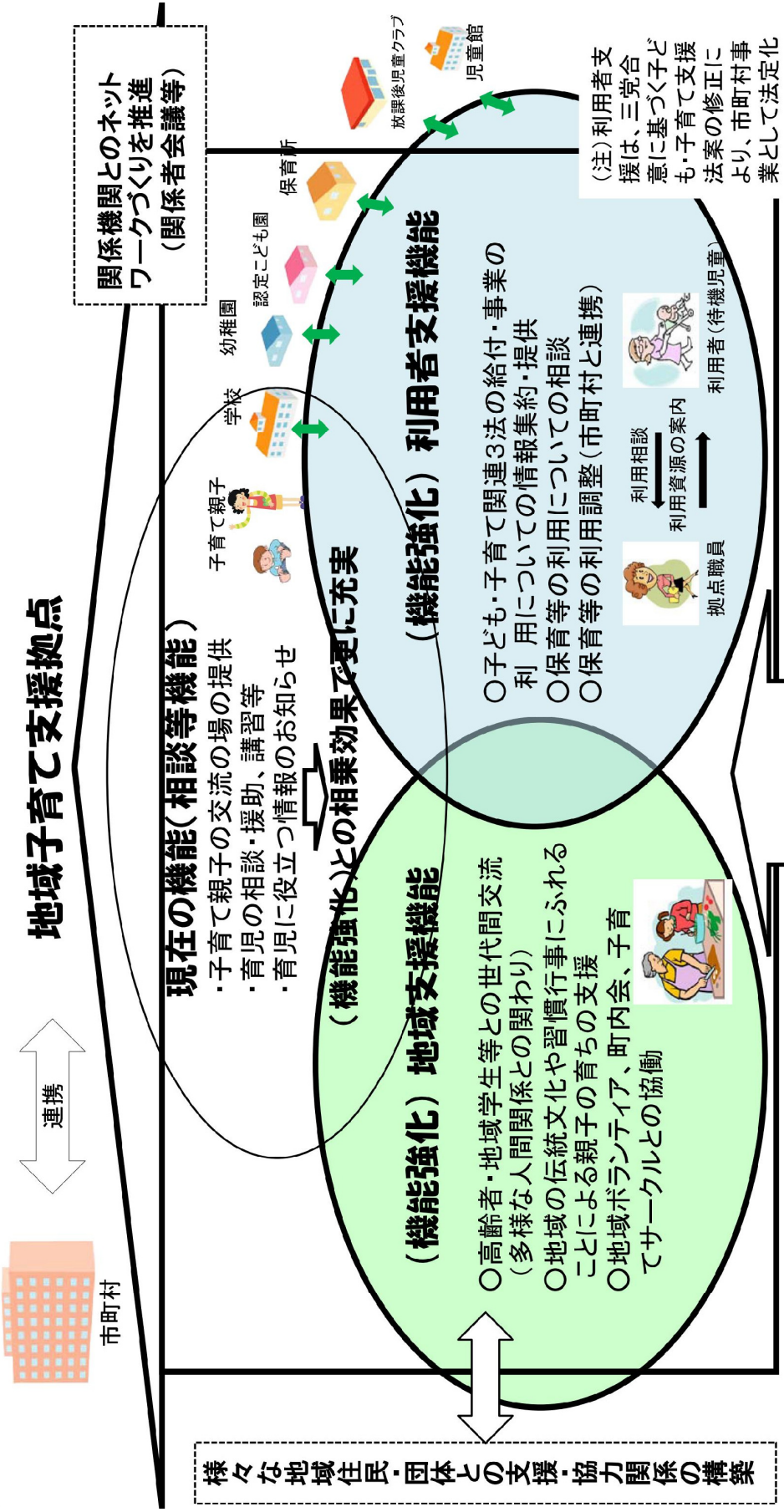
公共施設、保育所などの児童福祉施設等で地域社会に密着した場所を実施

開設日数等

週5日、週6～7日/1日5時間以上

地域子育て支援拠点の機能強化

地域子育て支援拠点に、以下の機能を持つ「地域機能強化型」を創設(都市部中心に約1,100か所)
 ①「利用者支援機能」＝地域の子育て家庭に対して、子育て支援の情報の集約・提供等
 ②「地域支援機能」＝親子の育ちを支援する世代間交流やボランティア等との支援・協力等



(注)利用者支援は、三党合意に基づき子ども子育て支援法案の修正により、市町村事業として法定化

※ 地域機能強化型の施設に従事する職員の資質(地域子育て支援の内容や手法等)の底上げ ⇒ 専門性強化対策費を支援

(出典：厚生労働省)